市からのお知らせ

問＝問い合わせ
申＝申し込み

案内

●スズメバチ類の巣除去処理費を助成

市では、今年度からスズメバチ類の巣の除去処理費用を一部助成します。

▽助成対象　市が承認した除去処理業者に依頼して、市内に営巣しているスズメバチ類の巣を除去した方

※業者はお問い合わせください。市ホームページにも掲載　▽助成金額　1回につき1万円（除去処理費が1万円未満の場合は、それに要した額）。

★除去処理業者の方へ

市では除去処理業者の登録を随時受け付けています。登録できるのは、次の①～④の条件を満たす業者に限ります。

①市に入札参加登録をしている　②市内に事務所（本店）がある　③スズメバチ類の巣の除去処理の実績がある　④市が別に定める誓約書を提出できる。

申　申請書・誓約書（市ホームページにも掲載）に必要事項を記載のうえ、環境保全課へ。

問　同課（☎235・4912）。

●中小企業事業資金融資制度のご案内

市内中小企業者の経営の安定や振興のため、市では融資制度を設けています。

これは、市が金融機関と契約し、中小企業者に資金を融資するものです。融資の受付・審査は取扱金融機関で行います（左表①②参照）。

また、本制度による信用保証料の補助も行っています。詳しくはお問い合わせください。

問　商工課（☎235・4843）。

●平成18年度第1回社会教育委員会議の開催

▽日時　6月7日（水）午後2時～4時　▽場所　市役所701会議室　▽議題　行事予定など　※会議は傍聴できます（先着4人まで）。

問　中央公民館内生涯学習課（☎231・9702＝火曜休館）。

●児童手当・現況届は6月30日までに

現在児童手当を受けている方は、次のとおり現況届を提出してください。提出がない場合は、6月分以降の手当が支給できなくなりますのでご注意ください。

届出用紙は6月初旬に市から郵送します。同封の説明書を確認の上、郵送または直接児童福祉課へ提出してください。

▽受付期間　6月30日(金)まで　▽必要書類　①国民年金以外の年金に加入している方は、受給者の健康保険証の写し　②今年1月2日以降本市に転入した方は、1月1日現在に住所のあった市区町村発行の平成18年度児童手当用所得証明書

※公務員の方は勤務先にお問い合わせください。

問　児童福祉課（☎235・4823）。

●防音工事助成にかかる工法区分が変更

1月に厚木基地周辺の住宅防音工事対象区域（第一種区域）の見直しが行われ、一部の地域で防音工事助成の工法が「第Ⅰ工法」から「第Ⅱ工法」に変更されます。

※第Ⅰ工法＝防音仕様の壁・天井・サッシ・木製建具、冷暖房機（4台まで）などの設置　第Ⅱ工法＝防音仕様のサッシ・木製建具、冷暖房機（2台まで）などの設置

【変更対象地域】

▽全部地域　上今泉六丁目、東柏ケ谷一・二・三・五丁目　▽一部地域　上今泉五丁目、国分北四丁目、柏ケ谷、東柏ケ谷四・六丁目、望地一・二丁目　※区域は横浜防衛施設局広報室、座間防衛施設事務所で確認でき、同施設局ホームページ（http://www.dfaa.go.jp/yokohama/jyutakubou uon/00_minaoshi.htm）では概略図をご覧になれます。

【工事対象住宅と助成内容】

工事は昭和61年9月10日までに建築された住宅が対象です。平成19年7月31日までに工事申し込みをした方には、変更前の工法の防音工事に対して助成します。なお、今回の見直しで防音工事対象外となった区域についても同様に、変更前の工法で助成を行います。工事希望の方は、横浜防衛施設局までお申し込みください。

【事務手続き相談会】

▽日時　6月21日（水）午後7時～　▽場所　柏ケ谷コミセン※事前申し込み不要。車での来場はご遠慮ください。

●防音工事申し込み・制度に関する問合せ＝同施設局事業部施設対策第二課（☎045・211・7138）、座間防衛施設事務所（☎261・2063）。

問　企画政策課（☎235・4634）。

●木造住宅耐震診断・改修費補助

市では、6月1日（木）から木造住宅耐震診断・改修工事費の補助申請の受付を開始します。

▽内容　(1)現地簡易診断　(2)一般診断　(3)耐震改修工事（左図参照）

▽対象　昭和56年5月31日以前に工事着手し、在来工法で建築された2階建て以下の木造住宅で、申請者が所有・居住する建築物

※対象外＝①56年6月1日以降に増築・改築したもの②枠組み壁工法・プレハブ工法によるもの。

※市が民間業者に、耐震診断や工事の戸別訪問を依頼することは一切ありません。

申　問　(1)～(3)とも、所定の申請書（都市計画課で配布。市ホームページにも掲載）に必要事項を記入の上、同課（☎235・9392）へ。

●「住宅用火災警報器」取り付けが義務付け

市火災予防条例に基づき、すべての住宅に火災警報器を設置することが義務付けられます。新築住宅は今年6月1日から、既存住宅は平成23年6月1日までに、住宅所有者・管理者・占有者が設置しなければなりません。

火災警報器の設置場所は寝室や階段などです。詳しい内容は本紙3月1日号、市ホームページでご案内していますが、ご不明な点は消防本部へお問い合わせください。

問　消防本部予防課（☎231・0968）。

★悪質な訪問販売にご注意！

高額な火災警報器の訪問販売などのトラブルにご注意ください。消防職員が戸別訪問し、販売することは一切ありません。

問　①クーリングオフ制度・悪質訪問販売＝消費生活相談室（広聴相談課内☎292・1000）

②住宅用火災警報器など＝（財）日本消防設備安全センター住宅用火災警報器相談室（☎0120・565・911、受付は平日の午前9時～午後5時）。

●私立幼稚園児保育料一部を補助

市では、子どもを公認の私立幼稚園などに通わせている保護者の方に、私立幼稚園就園奨励費補助金と援助費補助金を交付しています。

▽対象　市内に在住かつ住民登録がある、①平成12年4月2日～15年4月1日生まれの幼児　②15年4月2日～16年4月1日生まれで満3歳の幼児　※詳しくは6月中旬以降に、在園する幼稚園から配布される申請書などをご覧ください。

申　申請書に必要事項を記入のうえ、在園する幼稚園へ提出。

問　学校教育課（☎235・4918）。

〈7面上に続く〉

中小企業事業資金融資制度

①概要

資金名称			利用資格	種類	貸付限度額	貸付利子	貸付期間
中小企業事業資金	経営安定融資資金	中小企業支援資金	市内で1年以上の営業実績を有する中小企業者。＊中小企業者とは、資本金または出資金の額が3億円（小売業またはサービス業にあっては5千万円、卸売業にあっては1億円）以下の法人、または常時使用する従業員の数が300人（小売業にあっては50人、サービス業または卸売業にあっては100人）以下の法人もしくは個人をいいます。	運転・設備	3,000万円以内	1.8%	84月以内
		小口資金			1,000万円以内	1.4%	60月以内
		景気対策特別資金	中小企業信用保険法第2条第3項に定める特定中小企業者で、市長の認定を受けたもの。	運転・設備	3,000万円以内	1.4%	84月以内（据置期間6カ月以内）
		小口資金			1,000万円以内	1.1%	60月以内（据置期間6カ月以内）
	創業等資金		市内で営業実績1年未満の中小企業者、または市内での創業予定者（1月以内に事業を開始または2月以内に新たに会社を設立し事業を開始する）で具体的な計画を有する者。	運転・設備	1,000万円以内	1.4%	60月以内

※小口資金利用対象者　従業員20人（商業・サービス業は5人）以下の小規模企業者。

②問合わせ先

申込先（金融機関名・支店）			電話番号
市内	静岡中央銀行	厚木	233・8500
	城南信用金庫	海老名	231・1411
	スルガ銀行	海老名	232・3311
	平塚信用金庫	海老名	231・1088
	八千代銀行	海老名	233・8393
		さがみ野	232・1611
	横浜銀行	海老名	232・8004
	横浜信用金庫	海老名	234・5111
		さがみ野	232・8311
	りそな銀行	海老名	233・6511
市外	静岡中央銀行	寒川	0467・74・1510
		座間	254・3151
	城南信用金庫	相模大塚	263・5551
	スルガ銀行	厚木	221・5161

耐震診断・耐震改修の流れ

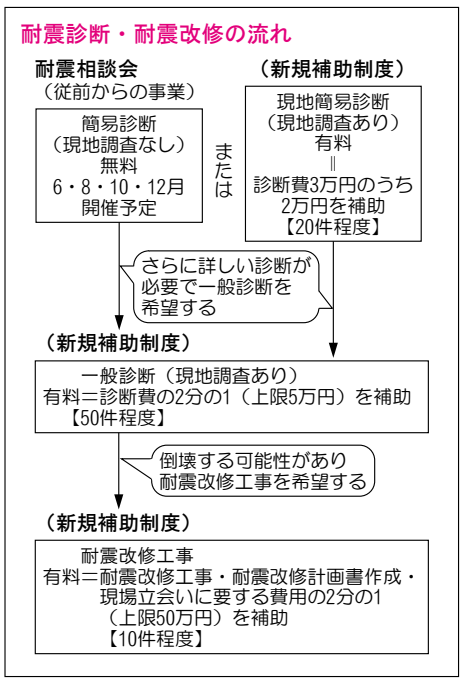

今月の納税・納付

―納期限は6月30日(金)です―

◆市県民税（1期）
◆国民健康保険税（1期）
◆清掃手数料（一般家庭＝4・5月分、会社等＝5月分）
◆下水道受益者負担金（1期）
◆市営住宅使用料（6月分）
◆保育所保育料（6月分）
◆介護保険料（1期）

安全・便利な口座振替のご利用を

6月の入札公告

契約検査課からのお知らせ

6月の入札公告は、9日(金)《30日入札分》、21日(水)《7月12日入札分》です。

詳しくは、契約検査課窓口または市ホームページをご覧ください。

問　同課(☎235・4618)。

自主点検 欠かさぬあなたに グランプリ

～6月4日(日)～10日(土)は危険物安全週間～

危険物の保安に対する意識を高め、自主点検の体制を確立しましょう。

問　消防本部予防課(☎231・0948)。